

## 第1章 総則

### 第1節 目的

この計画は、吉川松伏消防組合（以下「本組合」という。）が吉川市及び松伏町の管内に発生した各種の災害等の消防事象に即応し、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）第1条に定める任務及び消防の責務を十分に果たすため、組織及び施設の整備拡充を図るとともに消防活動の万全を期することを目的とする。

### 第2節 計画の大綱

この計画の大綱は、次のとおりとする。

- 1 消防力等の整備に関すること。
- 2 防災のための調査に関すること。
- 3 防災教育訓練に関すること。
- 4 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- 5 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- 6 地震対策に関すること。
- 7 その他災害対策に関すること。

### 第3節 計画の内容

この計画の内容は、次のとおりとする。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 総則        | 9 火災警防計画    |
| 2 組織計画      | 10 風水害等警防計画 |
| 3 消防力等の整備計画 | 11 避難計画     |
| 4 調査計画      | 12 救助救急計画   |
| 5 教育訓練計画    | 13 地震災害対策計画 |
| 6 災害予防計画    | 14 国民保護計画   |
| 7 警報発令伝達計画  | 15 応援協力計画   |
| 8 情報計画      |             |

#### **第4節 地域防災計画及び水防計画との関連**

この計画は、吉川市地域防災計画及び松伏町地域防災計画と整合性を有し、その複合する部分については、密接な関連を保ち、災害の発生態様に応じてそれぞれの地域防災計画に基づく防災対策活動に円滑に移行できるもので一体性を有するものである。

また、春日部市、松伏町、吉川市及び三郷市で構成する江戸川水防事務組合の水防計画との関連についても、本組合区域内における消防職団員の水防に関する活動等十分に調整されたものでなければならず、地域防災計画と同様に合理的に運用されるものである。

#### **第5節 計画の修正**

この計画の内容については、毎年検討を加え、必要があるときはその都度これを修正するものとする。

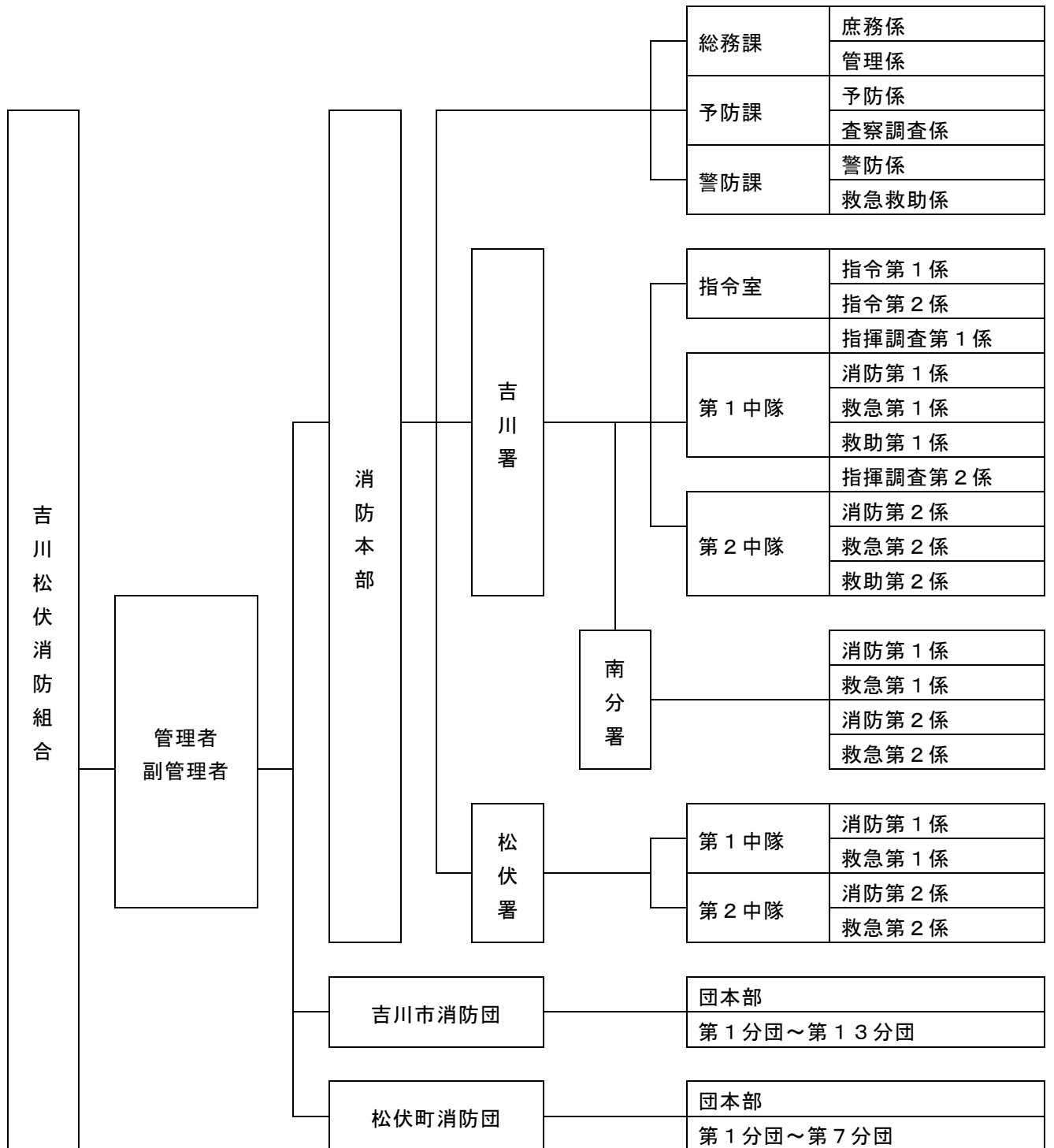
## 第2章 組織計画

組織計画は、本組合及び消防団が水火災又は地震等の災害事象を警戒し、防除し及びこれらの災害による災害を軽減するために、消防機関の事務機構と部隊編成について、通常災害時と非常災害時に区分して定めるものとする。

非常災害時とは、週休者等を招集又は各応援協定（隣接市町消防相互応援協定の普通応援を除く）による消防機関に応援を求めなければならないような災害発生の場合を非常災害時とし、通常災害時とは非常災害時以外とする。

**第 1 節 組織**

本組合及び消防団の組織は次のとおりとする。



## 第2節 事務分掌及び受持区域

### 第1 通常災害時

#### 1 消防本部の事務分掌

消防本部の事務分掌は、吉川松伏消防組合消防本部の組織に関する規則（平成15年規則第1号）第3条の規定による。

#### 2 消防署の事務分掌

消防署の事務分掌は、消防署組織規程（平成9年消防本部訓令第9号）第4条の規定による。

#### 3 消防署の管轄区域

名称	管轄区域
吉川消防署 南分署	吉川市（大字上内川、大字拾壺軒及び旭を除く。）の区域
松伏消防署	松伏町及び吉川市のうち、吉川消防署の管轄区域以外の区域

4 消防団の職務分掌は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条、消防法（昭和23年法律第186号）第6章、及び吉川松伏消防組合消防団の組織等に関する規則（平成12年規則第2号）第5条の規定のほか、次による。

団	分団	事務分掌
吉川市 消防団	第1分団～ 第13分団	消防長又は消防署長の所轄の下に原則管轄区域の災害の警戒及び防ぎよ並びに警戒区域の設定の行動に関する事
松伏町 消防団	第1分団～ 第7分団	消防長又は消防署長の所轄の下に原則管轄区域の災害の警戒及び防ぎよ並びに警戒区域の設定の行動に関する事

#### 5 消防団の受持区域

団	分団	管轄区域
吉川市	第1分団	大字上内川、旭の一部
	第2分団	大字下内川、大字八子新田、大字鍋小路
	第3分団	大字南広島、大字拾壺軒、旭の一部

消 防 団	第4分団	大字川藤、吉川二丁目の一部
	第5分団	大字須賀、大字川野の一部、大字川富の一部、大字関、大字吉川、吉川一丁目、吉川二丁目の一部、吉川団地、きよみ野一丁目、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、きよみ野四丁目、きよみ野五丁目
	第6分団	大字平沼、平沼一丁目、栄町の一部、新栄一丁目、新栄二丁目
	第7分団	大字保、保一丁目、大字木売、木売一丁目、木売二丁目、木売三丁目、大字高富の一部、高富一丁目、高富二丁目、中川台、栄町の一部
	第8分団	大字高久の一部、高久一丁目、高久二丁目、大字中曽根の一部、中曽根一丁目、中曽根二丁目、大字道庭の一部、道庭一丁目、道庭二丁目、美南一丁目、美南二丁目、美南三丁目、美南四丁目、美南五丁目
	第9分団	大字高富の一部、大字高久の一部、大字中曽根の一部、大字道庭の一部、中野、大字木売新田、大字富新田、大字中島の一部
	第10分団	大字上笹塚、上笹塚一丁目、上笹塚二丁目、上笹塚三丁目 大字会野谷、会野谷一丁目、会野谷二丁目、大字関新田、関新田一丁目、関新田二丁目、大字平方新田、大字深井新田、大字川野の一部、大字川富の一部
	第11分団	大字中井、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、皿沼一丁目、皿沼二丁目、大字小松川、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、二ツ沼一丁目、二ツ沼二丁目
	第12分団	大字土場、大字飯島、大字半割、大字加藤、大字吉屋、吉屋一丁目、吉屋二丁目、大字鹿見塚
	第13分団	大字三輪野江、三輪野江一丁目、三輪野江二丁目
松 伏 消 防	第1分団	大字松伏の一部、田中一丁目、田中二丁目、田中三丁目
	第2分団	大字松伏の一部、ゆめみ野一丁目、ゆめみ野二丁目、ゆめみ野三丁目、ゆめみ野四丁目、ゆめみ野五丁目、ゆめみ野六丁目、ゆめみ野東一丁目、ゆめみ野東二丁目、ゆめみ野東三丁目、ゆめみ野東四丁目

団		目
	第3分団	大字松伏の一部、松葉一丁目、松葉二丁目、大字田島、田島東
	第4分団	大字上赤岩、大字下赤岩
	第5分団	大字大川戸
	第6分団	大字金杉、大字魚沼
	第7分団	大字築比地

## 第2 非常災害時

### 1 事務、職務分掌

本部長	班名、班長及び班員	事務分掌
消防長	班名 統括班 班長 次長(次長を置かないときは警防課長) 班員 消防本部各課長 消防団長	1 警防本部運営の統括に関する事。 2 災害対応の総合分析判断に関する事。 3 災害対策本部との連絡調整に関する事。 4 他都道府県及び市町村等の消防部隊の対応に関する事。
	班名 警防班 班長 警防課長補佐 班員 警防係 救急救助係 団本部員	1 災害情報及び部隊・人員の整理に関する事 2 消防班及び消防団の運用に関する事。 3 他都道府県及び市町村等の警防部隊の活動拠点確保に関する事。 4 作戦会議の運営及び庶務に関する事。
	班名 総務班 班長 総務課長補佐 班員 庶務係 管理係	1 消防職員の人事管理に関する事。 2 庁舎に関する事。 3 報道対応に関する事。
	班名 予防班 班長 予防課長補佐 班員 予防係 査察調査係	1 警防本部各班の情報連絡に関する事 2 災害状況及び災害活動の記録に関する事。 3 危険物施設等の安全措置に関する事。

	班名 指令班 班長 指令室長又は副室長 班員 指令第1係 指令第2係	1 消防通信の運用に関する事。 2 出動指令に関する事。 3 災害状況等の情報収集に関する事。
指揮本部長	班名 指揮班 班長 署長(災害場所に属する) 班員 署長、分署長、(班長不在時、順次代行) 指揮調査第1係 指揮調査第2係 副団長	1 現場指揮に関する事。 2 現地における被害の状況及びその対応状況の把握に関する事。 3 増強部隊の編成に関する事。 4 関係機関の現地派遣職員との調整。 5 現場広報に関する事。
署長	班名 消防班 班長 当直司令(副当直司令) 班員 消防第1係 消防第2係 救急第1係 救急第2係 救助第1係 救助第2係	1 増強部隊の編成に関する事。 2 現地における被害の状況及びその対応状況の把握に関する事。 3 消防車両・資機材に関する事 4 関係機関の現地派遣職員との調整。 5 現場指揮に関する事。 6 災害の警戒、防ぎよ、鎮圧及び予防に関する事。 7 救急救助活動に関する事。 8 現場広報に関する事。 9 災害の警戒及び防ぎよ並びに警戒区域の設定に関する事。 10 避難者の誘導に関する事。

※1 警防本部における情報の流れについては、別表1情報系統図による

※2 各班の初動時の活動概略は別表2による



団	分団	職務分掌
吉川市 消防団	団長、副団 長、団本部 員	1 災害対応の総合分析判断に関すること。 2 現場指揮に関すること。 3 災害現場における被害の状況及びその対応状況の把握に関する こと。 4 応急救護所等に関すること
	第1分団～ 第13分団	消防長又は消防署長の所轄の下に消防署受持区域の災害の警戒 及び防ぎよ並びに警戒区域の設定の行動に関すること
松伏町 消防団	団長、副団 長、団本部 員	1 災害対応の総合分析判断に関すること。 2 現場指揮に関すること。 3 災害現場における被害の状況及びその対応状況の把握に関する こと。 4 応急救護所等に関すること
	第1分団～ 第7分団	消防長又は消防署長の所轄の下に消防署受持区域の災害の警戒 及び防ぎよ並びに警戒区域の設定の行動に関すること

## 2 消防本部等職員勤務時間外における事務及び職務分掌

(1) 吉川署当直責任者は、災害規模等により警防本部の設置が必要と判断した場合は、消防長、総括班（消防団長は除く）又は吉川署長が到着し体制が整うまでの間、指揮班班長を代行し指令室にて災害情報の把握及び部隊投入場所等の総括指揮を行う指揮本部を設置する。

(2) 指揮本部は次によるものとし、必要により指定した隊を情報収集等の指揮班又は指令班の補助にあたらせることができる。

指揮本部長	班名、班長及び班員	事務分掌
当直司令 又は 副当直司令	班名 指揮班 班長 当直司令、副当直 司令（署長到着後は消防 班班長） 班員 指揮調査第1係	1 災害情報及び部隊・人員の整理に関するこ と 2 災害対応の総合分析判断に関すること。 3 消防班及び消防団の運用に関すること。 4 増強部隊の編成に関すること。

	指揮調査第2係	
班名	指令班	1 消防通信の運用に関する事。
班長	副室長又は次上	2 出動指令に関する事。
席者		3 災害状況等の情報収集に関する事。
班員	指令第1係 指令第2係	
班名	消防班	1 現地における被害の状況及びその対応状況の把握
班長	松伏署中隊長(不在時は吉川署消防係長とする)	2 消防車両・資機材に関する事
班員	消防第1係	3 関係機関の現地派遣職員との調整。
	消防第2係	4 現場指揮に関する事。
	救急第1係	5 災害の警戒、防ぎよ、鎮圧及び予防に関する事。
	救急第2係	6 救急救助活動に関する事。
	救助第1係	7 現場広報に関する事。
	救助第2係	8 災害の警戒及び防ぎよ並びに警戒区域の設定に関する事。
		9 避難者の誘導に関する事。

### 3 警防本部及び総括班の指揮命令権について

順位	職名	順次上位の者が不在時代行する
1	本部長	消防長
2	副本部長、総括班班長	次長
3	班員	警防課長
4	班員	総務課長
5	班員	予防課長

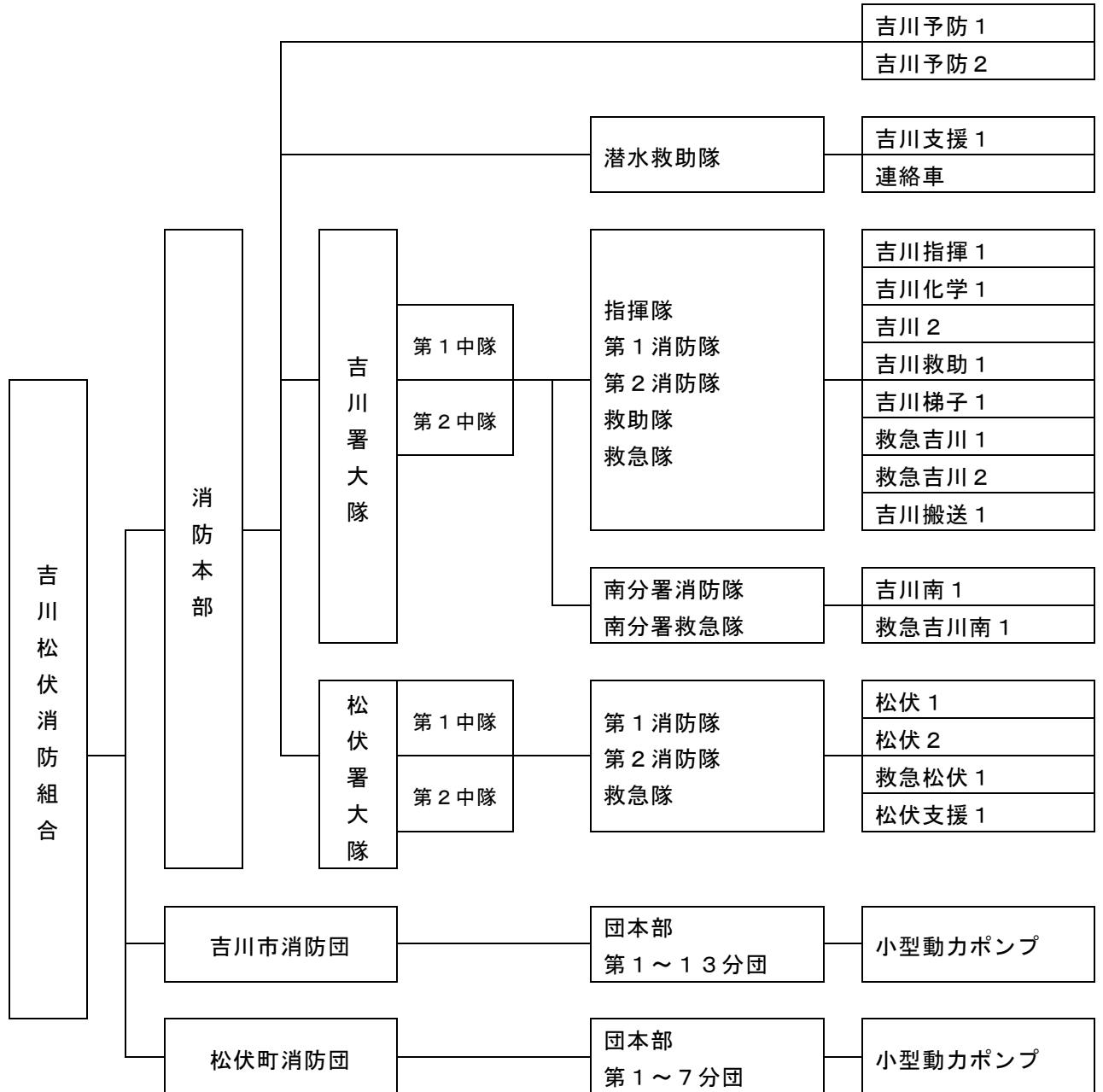
#### 4 運用

警防本部等における各班は、活動概略に従い詳細な活動マニュアルなどを作成し、常に有効且つ円滑な活動が実施できるように、適宜、訓練の実施、検証、見直しを図る。

### 第3節 災害時の部隊編成

災害時の部隊編成は、次のとおりとする。

#### 第1 通常災害時



## 第2 非常災害時



### 第3章 消防力等の整備計画

消防力等の整備計画は、消防情勢及び消防力の現況を適確に把握するとともに、吉川市及び松伏町（以下、「構成市町」という。）の将来計画を基本とし、国の定める消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防需要に適応した人員並びに施設、資機材を逐年整備して消防力の増強を図り、これらの消防施設等を良好な状態に維持管理するために必要な事項について定める。

#### 第1節 消防力等の現況

人員、施設及び資機材等の消防力等の現況は、毎年度発行の消防年報にまとめ把握する。

#### 第2節 消防力等の充実強化

人員、施設及び資機材の充実強化については、消防を取り巻く社会情勢の変化に対応できるように充実強化を図る。

#### 第3節 消防力等の更新

##### 第1 施設

##### 1 庁舎

消防庁舎更新の目安を50年とし、20年及び40年経過時に所要の点検・補修を行う。また、庁舎付帯設備（空調、配電、配管）等については、状況等を考慮し、概ね25年を目安に改修する。

##### 2 車両

車両更新の目安を次の表のとおりとする。

車両名	時期
消防ポンプ自動車、水槽付き消防ポンプ自動車、救助工作車	購入後17年
化学消防ポンプ自動車、はしご付消防自動車	購入後20年
救急自動車	購入後10年又は走行距離15万km
その他の車両	購入後15年又は走行距離15万km

### 3 通信施設

通信施設基地局の更新の目安を15年とし、状況に応じて付帯施設を段階的に更新する。

## 第2 資機材

消防資機材については、耐用年数及び劣化状況に応じ最適な資機材に更新し、管内情勢に応じた新たな資機材を整備する。

## **第4節 消防力等の整備点検**

施設及び資機材は常に保全に努め、修理及び補修等の必要性が生じた場合には、速やかに適切な措置を講ずる。

### 第1 施設の整備点検

施設を常に良好な状態に維持管理するため、次のとおり点検及び整備を行う。

#### 1 庁舎

(1) 庁舎等の管理、点検及び整備は、吉川松伏組合財産規則（平成14年規則第3号）及び吉川松伏消防組合庁舎管理規則（平成21年規則第3号。以下「庁舎管理規則」という。）に基づき維持管理並びに災害防止に努める。

(2) 庁舎管理者は常に施設の保全に努め、修理及び補修の必要性が生じたときは応急処置を施すとともに所定の手続きにより施設の保全に努める。

#### 2 消防団器具置場

各分団長は、消防団器具置場の清掃及び管理に努め、修理及び補修の必要性が生じたときは、本組合の警防課に連絡し消防団器具置場の保全に努める。

### 第2 人員の点検

#### 1 定期点検

定期点検は、通常点検及び特別点検とし、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）に基づき行う。

#### 2 現場点検

現場点検は、災害現場及び通常の業務が終了したとき、車両ごとにその長が点検者となり行う。

#### 3 点検者

(1) 通常点検は、消防長又は消防署長が点検者となり行う。

(2) 特別点検は、管理者又は消防長が点検者となり行う。

### 第3 車両及び資機材等の点検

#### 1 車両等の点検

吉川松伏消防組合消防機材器具管理規定第3章に準拠する。

#### 2 定期点検等

定期点検等は、次の表のとおりとする。

区 分	実施時期	内 容
毎月点検 毎月整備	毎月1回	車両の下周りや外観部分の整備点検を行う。 ポンプの吸放水装置その他操作に必要な箇所の整備点検及び積載品の確認、点検を行う。
定期点検	3ヶ月点検	道路運送車両法第48条に基づく整備点検を行う。
	12ヶ月点検	
	自動車検査	道路運送車両法第58条に基づく整備点検を行う。

#### 3 現場点検

現場点検は、災害現場及び通常の業務が終了したとき、車両ごとにその長が点検者となり行う。

#### 第4 消防団の点検

1 通常点検は、各消防団の点検計画により、毎月1回以上実施するものとし、点検種目は、機械器具、車両操縦訓練及び操法訓練とし、分団長が点検者となる。

2 特別点検は、各消防団の点検計画により、毎年1回実施するものとし、点検種目は、人員、姿勢及び服装、機械器具、訓練礼式とし、市長、町長が点検者となる。

3 災害後等の点検は、同節第2の2現場点検に準じて実施するものとする。



## 第4章 調査計画

調査計画は、災害を警戒し、火災、風水害などの災害が発生した場合にこれを鎮圧し、並びに被害を最小限にとどめるため、消防対象物その他消防情勢を把握し、発災時に適切な防ぎよ活動が行われ、消防活動の安全の確保を図り、消防機能を最高度に発揮できるよう必要な消防対象物等の調査を実施するものとする。

### 第1節 消防地理調査

消防地理調査は、この調査計画によるほか、吉川松伏消防組合警防規程（平成20年吉川松伏消防組合消防本部訓令第9号。以下「警防規程」という。）第20条及び吉川松伏消防組合消防地水利規程（平成21年吉川松伏消防組合消防本部訓令第1号、以下「地水利規程」という。）第16条の規定による。

#### 第1 消防団員が行う調査

消防団員が行う調査は、消防団長が必要と認めたとき消防長と協議して実施するよう調整する。

#### 第2 措置事項

消防署長は、職員の消防地理調査報告に基づき、特に消防車両が進入できない道路、道路寸断又は橋崩落時のルートなど消防活動上必要な対策を立てる。

### 第2節 消防水利調査

消防水利調査は、警防規程第20条及び地水利規程第16条の規定による。

### 第3節 災害危険区域の調査

災害危険区域の調査は、建物密集区域、浸水危険箇所、大量危険物、高圧ガス及びR1（放射性同位元素）施設等の災害発生に際し、拡大災害になるおそれのある箇所、高層建築物又は大規模建築物等の特殊建物について調査する。

#### 第1 措置事項

調査の結果に基づき、災害種別ごとに災害危険区域等の指定を行い、大規模災害時など複合又は同時多発的災害時において迅速に優先順位が判断できるように資料等を整備し、

効果的に指定区域の重点度合を決定する。

## 第2 被害想定図の作成

- 1 水害等の危険個所の実態及び過去の水害等の事例等を参考に、水害等による被害の及ぼす状況を災害の種別に作成図示し、警防部隊の活動の資料とする。
- 2 水害による被害想定図は、構成市町の地域防災計画に位置付けされたものを基準とするほか、消防活動上の立場からこれを綿密に検討して、消防上の所要事項を記入し作成する。

## 第5章 教育訓練

消防施設及び資器材などの消防力を如何なく発揮するため、消防職員にあつては、吉川松伏消防組合職員研修規程（平成14年吉川松伏消防組合消本訓令第1号）に基づき、組織的かつ計画的な教育訓練による能力開発を行い、消防団員については、災害対応の技術技能等について、訓練計画により実施する。

### 第1節 研修及び教育

消防職員に対して消防の使命と消防の責務を正しく認識させるとともに、消防人としての知識、学術、技能の習得、体力の練成及び向上を図り、能率的に職務を遂行し得るよう教育する。

#### 第1 消防職員研修

##### 1 学校研修

学校研修とは、消防大学校及び消防学校における教育訓練とする。

- (1) 消防大学校研修は、総合教育、専科教育及び実務講習の各学科等に適宜、適材適所の職員を入校させて教育を行う。
- (2) 消防学校研修は、初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育の各学科等に適宜、適材適所の職員を入校させて教育を行う。

##### 2 本部研修

本部研修とは、各所属の職員に対して、消防行政の推移に適応させるために行う集団的教育訓練及び外来講師等を招へいし行う講演会及び実務研修会等を行う。

##### 3 所属研修

所属研修とは、職務能力及び職員としての資質の向上を図るために行う教養及び職務に係る知識、技術についての教育訓練を行う。

##### 4 派遣研修

派遣研修とは、職員に専門的知識及び高度な技術を習得させるために他の地方公共団体、その他の団体又は教育機関等に派遣して教育を行う。

##### 5 資格取得研修

資格取得研修とは、消防業務の遂行に必要な資格取得及び技術の取得のために養成機関

等で教育を行う。

## 6 その他の研修

その他の研修とは、外部で行われる講義、講演及び研究会等に課長及び署長が職員を出席又は参画させて研修を行う。

### 第2 安全管理事項の徹底に関する教育

安全管理については、吉川松伏消防組合安全管理規程（平成11年吉川松伏消防組合消防本部訓令第5号）により安全管理に関する事項を徹底し、消防活動の効果的な教育を実施する。

## 第2節 訓練

消防活動をより効果的に実施するため、繰り返し高度の訓練を行い、消防技術の向上及び研さんに精進するよう努める。

### 第1 基礎訓練

実施にあたっては、別途詳細に計画する。

種別	消防職員	消防団員
規律訓練	採用時及び必要に応じ各所属で実施	毎年1回以上、全団員を対象に実施
操法訓練	必要に応じ各所属で実施	操法大会実施時に合わせて実施
車両操作訓練	同上	毎月幹部団員及び機関員を対象に車両定期点検時に実施
その他 特別訓練	実施計画を定め実施	

### 第2 火災防ぎょ訓練

#### 1 基本訓練

訓練種別	訓練要領
非常招集訓練	参集時分短縮を主眼に実施
出動訓練	最適な出動順路、使用水利、先後着隊の部署位置を主眼に実施
水利統制訓練	各隊水利部署、増水、増圧及び補水手配、各隊指揮者伝達要領を主眼に

	実施
放水訓練	平面・立面の火勢確認、包囲部署等延焼防止措置、注水量など最小放水による最大効果の方法を主眼に実施
通信連絡訓練	集中する有線、無線連絡が迅速確実に行われる方法を主眼に実施
人命救助訓練	探知検索等要救助者の有無を短時間の内に把握救出の方法を主眼に実施
破壊消防訓練	密集地の延焼火災における有効な焼け止まり線の設定要領を主眼に実施
避難誘導訓練	延焼火災時の効率及び円滑的な避難誘導の方法を主眼に実施
警戒訓練	飛火等による延焼防止のための円滑な警戒体制を主眼に実施

## 2 建物火災防ぎょ訓練

### (1) 木造建物の防ぎょ訓練

建築物における火勢劣勢及び火勢優勢時を想定し、注水方法、延焼防止要領を主眼に訓練する。

### (2) 木造大型建築物の防ぎょ訓練

寺社、倉庫、学校等の木造大型建築物の防ぎょは、構造及び区画の確認要領、延焼阻止並びに局部破壊などによる制圧要領を主眼に訓練する。

### (3) 防火造建物の防ぎょ訓練

火元、構造及び区画の確認要領、延焼阻止並びに局部破壊などによる制圧要領、排煙要領、最小水損などの活動要領を主眼に訓練する。

### (4) 耐火造建物の防ぎょ訓練

火元、構造及び区画の確認要領、排煙要領、消防用設備取扱要領を主眼に訓練する。

## 3 車両火災防ぎょ訓練

要救助者、危険物等の有無による各種想定により、人命救助、泡消火又は噴霧注水の活動要領を主眼に訓練する。

## 4 その他の火災防ぎょ訓練

その他の火災防ぎょ訓練には、危険物（油類、ガス、電気、薬品、粉体、火薬類及びR・I）、は種類により適した防ぎょ方法、航空機、船舶など特殊工作物における火災防ぎょ方法、地下、高速道路などの状況における火災防ぎょ方法など性質別に訓練する。

## 第3 水災防ぎょ訓練

水災防ぎょ訓練は、水害を軽減するための応急措置を行うもので、基本訓練と水防訓練

に区分して定める。

## 1 基本訓練

基本訓練は、招集・出動、水防工法、人命救助、避難誘導、通信連絡及び情報収集等の訓練について計画をたてておくものとする。

### (1) 招集・出動

国土交通大臣又は知事が発する水防警報により次のような体制がとられる。

第1段階	待機警告
第2段階	洪水予報、水防警報等の情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、堤防巡視、通信輸送の確保等の準備
第3段階	出動

### (2) 水防工法

危険が切迫する際における水防工法（竹とげ、杭ごしらえ、土俵ごしらえ、木流し（掛け木）、五徳縫い、積土俵及び月の輪等）の把握に努める。

### (3) 人命救助

危険が切迫したものを救助するため、資機材を十分活用した救助方法を主眼に訓練する。

### (4) 避難誘導

越水後の平地での進水速度は概ね1km/時間により、危険が迫っている際は円滑且つ迅速に避難できる措置を訓練する。

### (5) 通信連絡・情報収集

有線又は無線による通信連絡を活用し、現場の危険な原因、越水、決壊等の原因、範囲、程度及び道路の冠水、橋の流失、建築物の被害又は避難者の状況等を確認し、情報収集及び選別要領を主眼に訓練する。

## 2 水防訓練

(1) 水防訓練は、消防機関が行う水防の総合訓練であり、警戒あるいは水防工作が円滑に措置できるよう訓練する。警戒訓練の主なものは次のとおりとする。

ア 警戒実施の時期、範囲、程度及び方法

イ 滞水地域又は水防施設の不完全な場所の警戒

ウ 水門、樋門の操作

エ いかだ、材木、船のけい留に注意し、流失浮遊による堤防等の損傷防止

(2) 応急工作は、越水又は破堤（亀裂、漏水、浸透及び洗掘）の原因となる理由、場所を早期に発見確認し、一時防止措置として緊急避難に要する水防工作を主眼に訓練する。

(3) 水防訓練は梅雨時、台風前に行う必要があるため、関係機関協議のうえ実施する。

### 3 浸水地域内火災防ぎょ訓練

化学工場等には危険薬品などがあるため、地帯が浸水した場合の危険排除又は薬品等に起因する火災、火気使用による火災の想定など、状況に応じた防ぎょを主眼に訓練する。

## 第4 救助・救急訓練

災害時及びその他の事故により発生する傷病者及び要救助者等を迅速、適切に救命、救助するために実施する。

### 1 救助訓練

人命救助は、一分一秒を争うものであり迅速周到を要求され、必要資機材の効果的使用方法及び救助作業に堪えうる身体養成が必要なため、各種操法等を「消防救助操法の基準」（昭和53年消防庁告示第4号）により、要救助者の確認のための人命検索及び救出行動並びに危険が切迫している者を安全な場所に誘導する訓練等を主眼に訓練する。

### 2 救急訓練

救急訓練は、「救急隊員の行う応急措置等の基準」（昭和53年消防庁告示第2号）により傷病者の取り扱い、救急隊員の応急措置、搬送及び医療機関との連絡要領を主眼に訓練する。

## 第5 総合防災訓練

総合防災訓練は、構成市町の地域防災計画に基づき、消防機関の任務分担について、他の防災機関との連携、部隊運用を主眼に訓練する。

## 第6 大規模地震防災訓練

大規模な地震を想定した防災訓練は、「大規模地震対策特別措置法」（昭和53年法律第73号）に準拠して行なうものであるが、その内容等については、第13章地震災害対策計画に定めるところによる。

## 第7 その他関係機関が実施する訓練の参加

埼玉県、吉川市、松伏町及びその他の関係機関、団体の実施する訓練について積極的に参加し、相互の連携を密にして訓練効果の効率化を図る。

## 第6章 災害予防計画

災害予防計画は、災害の未然防止又は災害が発生した場合にその被害を最小限度に防止するために樹立する。火災予防は、住民、消防対象物関係者等による自主予防体制の確立が肝要であり、立入検査による保安の確保と現況に即した適切な指導により、災害の予防と被害の軽減を図る。

### 第1節 火災予防指導

消防対象物の関係者、防火管理者及び危険物取扱者等に対して、消防関係法令の周知、消防計画、予防規程等の作成、防火対象物の自主検査及び自衛消防組織の充実強化等の防火管理体制の指導育成に努めるとともに、各事業所及び各種団体に対して、防火思想の普及と消防訓練等の指導を行う。

対象	指導事項
防火管理者等を対象とする指導	消防法施行令第3条第1項に基づく防火管理者の資格を付与するために行う講習会を実施し、資格者を養成し事業所毎に消防計画を作成させ、防火管理の業務を推進し災害防止の徹底を図る。
危険物施設関係者等を対象とする指導	消防法第13条の23の規定に基づき、埼玉県が実施する保安講習会に際し、受講及び講習会実施の協力など講習目的の達成を図る。
事業所等に対する指導	防火対象物の消防訓練を推進し、消防計画の運用及び消防用設備等の設置、点検及び整備等の指導を図る。
住民組織等に対する指導	自治会等の住民組織その他各種団体を活用し、火災の実態を周知徹底して火災の未然防止、初期消火、通報及び避難等について、あらゆる広報媒体を活用し、時期に応じた広報活動を行い、住宅用火災警報器の普及、防火思想の高揚を図る。
防火協力団体の育成	幼年、少年、婦人防火クラブ等の防火組織の育成及び防火安全協会等の防火協力団体を育成し、現地指導、防火パンフレットの配布、防火ポスター等の作成及び施設見学等を通じて防火思想の普及等を図る。



## 第2節 予防査察

消防法第4条及び同法第16条の5の規定に基づき、防火対象物及び危険物製造所等、高圧ガス保安法第62条第1項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第1項～第4項及び火薬類取締法第43条第1項の規定に基づき立入検査を実施し、火災を未然に防止し若しくは火災による被害を最小限度にとどめるため、防火対象物の実情あるいはその後の変化並びに周囲の状況等の把握並びに防火指導に努める。

### 第1 査察対象物

査察対象物	区分
第1対象	政令対象物のうち特定防火対象物【(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項の防火対象物をいう】
第2対象	政令対象物のうち特定防火対象物以外の防火対象物
第3対象	危険物製造所等
第4対象	少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所、高圧ガス関係施設
第5対象	第1号から第4号以外の消防対象物及び施設

### 第2 査察の実施

査察は、「吉川松伏消防組合査察規程」(平成22年吉川松伏消防組合訓令第2号)に基づき実施する。

実施方法	区分
予防査察	予防課査察員が実施する査察及び消防長、署長、予防課長が特に必要と認めたときに実施する査察並びに火災予防上緊急を要する場合に実施する査察
警防査察	署査察員が実施する査察
合同査察	予防課査察員及び署査察員が合同で行う査察

## 第3節 風水害等の予防指導

### 第1 指導及び巡視警戒

風水害による被害の発生を軽減するため、被害の発生が予想される設備、物件等について関係者に対し、防災上必要な措置を講ずるよう指導するほか、災害の危険が事前に予想

される災害危険区域等に対し、巡視警戒を行い、関係者及び付近の住民に対する指導等にあたる。

## 第2 急傾斜地等の定期巡回

災害危険区域中、急傾斜地等については、気象情報等により災害発生危険の予想されるときに随時行う。

## 第4節 地震災害の予防指導

大規模地震等の災害予防対策については、第13章 地震災害対策計画による。

## 第5節 広報活動

各種災害の実態、被害の軽減方法及び予防の思想及び知識の啓蒙のための広報を行う。

### 第1 広報紙等の利用による広報

吉川松伏消防組合消防広報規程（平成21年吉川松伏消防組合消防本部訓令第3号。以下「消防広報」という。）によるもののほか、構成市町広報紙、本組合ホームページ及び構成市町の防災行政無線を利用して広報する。

### 第2 諸行事の利用による広報

#### 1 火災予防運動時の広報活動

ポスター等の掲出又はチラシ等の配付及び横断幕等の掲出並びに消防団と協力して消防車両による巡回広報を行い、報道機関又は防火管理者等を通じて主旨の徹底を図り、火災予防運動の効果を高める。

#### 2 消防訓練などによる広報活動

住民の直接参加により消防への関心度を高めるとともに体験を通じて、火災予防及び各種災害による被害軽減の重要性を認識させる。

#### 3 事業所、自主防災組織等を通じて、災害予防の広報活動を行う。

## 第7章 警報発令伝達計画

警報発令伝達計画は、異常気象時に火災を未然に防止するため、消防機関が火災警報を発令し及び解除し、また、これを速やかに住民その他関係機関へ周知させ、伝達する方法を定める。

### 第1節 火災警報

火災警報は、「消防法」第22条の規定に基づき、気象の状況が火災予防上危険であると認められるとき発令し、火災警報を発令及び解除する場合は、住民及び関係機関に周知徹底を図る。

#### 第1 火災警報の発令基準及び解除

1 埼玉県知事から火災気象通報を受け、気象状況が次の基準に該当し、火災の発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に市・町長が発令並びに解除する。

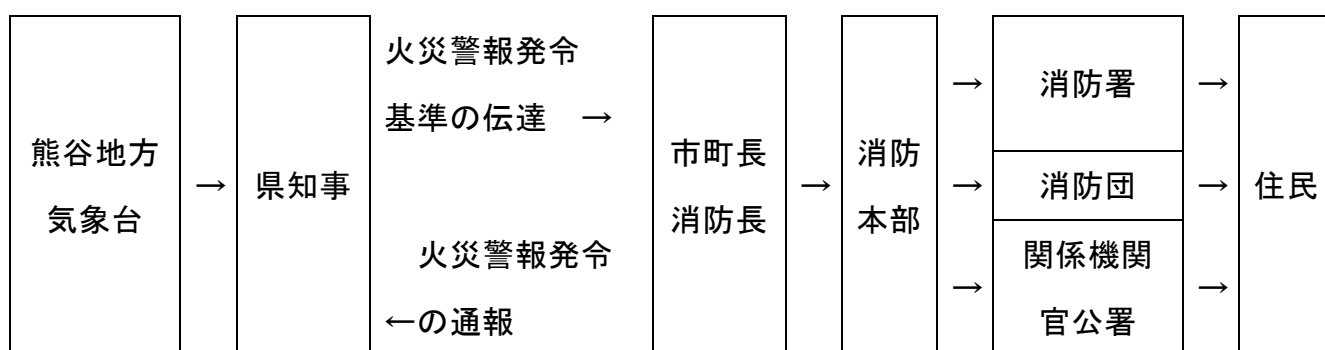
- (1) 実効湿度が55パーセント以下で最小湿度が25パーセント以下になったとき
- (2) 実効湿度が60パーセント以下で最小湿度が30パーセント以下となり、最大風速10メートルを超える見込みのとき。
- (3) 風速12メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

2 火災警報は、「火災警報に関する協議書」（昭和56年近隣4市1組合締結）第5の規定により、消防長は関係消防長と協議し発令することができる。

3 火災警報の解除は、埼玉県知事から火災気象通報解除の通報を受けたとき、又は平常の気象に復したとき解除する。

第2 火災警報の発令系統は、下図のとおり。

火災警報発令系統図



### 第3 住民に対する周知方法

- 1 「消防法施行規則」第34条及び別表第1の3の規定に基づき、適宜周知する。
- 2 消防車両による巡回広報
- 3 防災行政無線等による広報
- 4 官公署、関係事業所等に有線連絡

### 第4 広報内容

- 1 山林、原野において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品、その他可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- 6 屋内において、裸火を使用するときは、窓及び出入口等を閉じて行うこと。

## **第2節 その他の警報の伝達及び周知**

気象予報及び警報を受けた場合は、関係機関へ連絡して周知徹底を図り、災害対策本部  
その他関係機関と連絡を密にし、避難を要する事態に備えて必要な措置をとる。

## 第8章 情報計画

情報計画は、災害発生が予想されるとき、又は災害が発生したときに消防機関として災害情報及び被害状況等を迅速かつ正確に把握して、関係機関へ報告及び通報できるように定める。

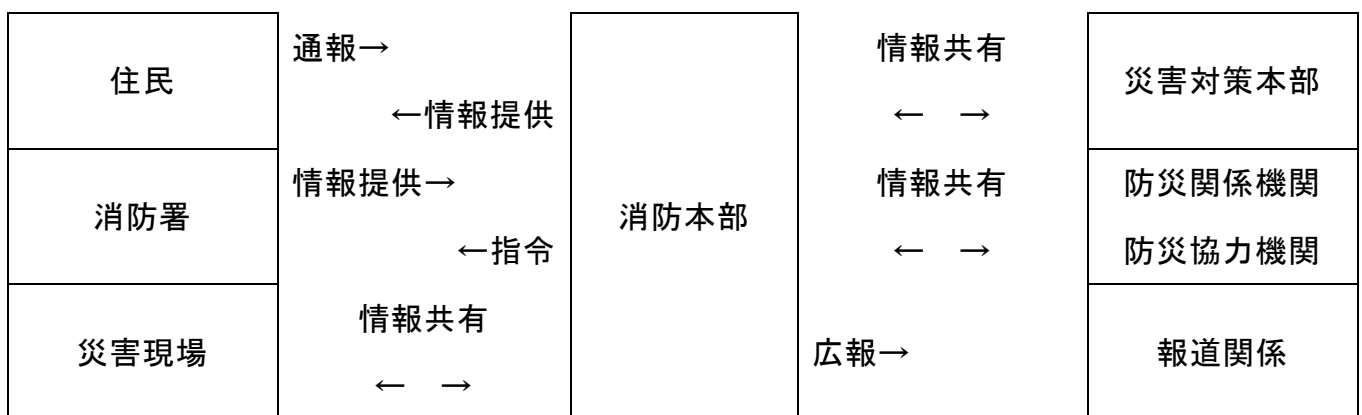
### 第1節 情報収集

消防本部においては、災害に対する的確に措置するため、住民からの情報、消防署からの各種報告等の情報、災害現場からの状況報告等の情報、災害対策本部からの情報、防災関係機関からの情報及び気象等の情報を収集し、整理するものとする

#### 第1 法令上の情報等に関する義務

- 1 消防組織法第40条
- 2 災害対策基本法第51条
- 3 水防法第9条・第18条

情報収集系統図



#### 第2 収集方法

災害発生を覚知し収集する方法は、住民による火災報知専用電話（119番通報）が最も有効な手段であり、その他有線通信途絶時は、消防無線等を最大限に活用するものとし、次の方法により災害を覚知し収集する。

- ・ 職団員を配置させた各消防署、各消防団器具置場への駆け付け通報の巡回広報
- ・ 各消防署、各消防団器具置場への駆け付け
- ・ 出動中及び巡回中の隊

- ・ 出勤又は参集する職団員
- ・ 高所見張り員の配置
- ・ 消防活動支援要員の活用

### 第3 情報内容

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1 報告時刻及び受信時刻 | 6 災害発生日時      |
| 2 受発信担当者     | 7 災害の発生場所及び地域 |
| 3 受発信機関      | 8 被害の程度及び概要   |
| 4 災害種別       | 9 応急対策の概要     |
| 5 災害の原因      | 10 その他必要な事項   |

## 第2節 情報報告及び連絡

消防本部が情報を収集したときは、次の区分によりそれぞれの担当課が関係機関へ報告及び連絡を行う。

### 第1 消防組織法の報告

消防統計及び消防情報の報告は、消防組織法第40条により、埼玉県知事を通じて消防庁へ報告する。

- 1 報告義務者は管理者とし、報告責任者は消防長とする。
- 2 火災報告の書類提出及び期限は、火災報告取扱要領（平成6年消防災100号）に定めによる。
- 3 火災及び救急に関する報告は、火災報告取扱要領及び救急事故等報告要領（昭和39年自甲教発第18号）に基づき行う。
- 4 火災・災害即報、救急・救助事故即報、災害即報等の基準は、火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の定めによる。
- 5 詳報基準は、消防庁長官の指示のあったものとする。
- 6 航空機事故に係る災害は、警察と事故が発生した構成市町へ連絡する。

### 第2 他の法令

構成市町の長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第51条及び地域防災計画の定めにより、災害に関する情報収集及び伝達に努める。

- 1 消防長、消防署長、水防団長又は消防団長は、水防上危険であると認めたときは水防

法（昭和24年法律第193号）第9条の規定により、直ちに当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求める。

2 消防長、消防署長、水防団長又は消防団長は、堤防が決壊したときは水防法第25条に規定により、直ちにこの旨を関係者に通報する。

### 第3 報告事項

消防長又は消防署長は、災害の情報及び報告事項等を定め、その事務を担当する当事者に周知徹底する。

### 第4 報告要領

1 災害対策本部設置以前における措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住民又は各種関係機関から災害に関する情報を受けた職員は、直ちに消防長に報告する。

(2) 巡視により災害を覚知したときは、直ちに消防長に報告する。

(3) 消防長は、前号の通報又は被害状況等を構成市町の長に報告するとともに災害に関する速報的な情報を職員に周知させる。

2 災害対策本部が設置されたときの措置は、前項に定めるもののほか、構成市町の地域防災計画の定めるによる。

## 第3節 情報広報

災害予防、災害対策及び人命保護等については、住民の協力が必要であり、災害が発生したとき被害地域の混乱防止、人身の安全を図るため、その状況に応じた住民及び報道機関に対する広報活動を迅速かつ適切に実施する。

### 第1 広報活動の時期

広報活動の時期は、消防広報の定めのほか、災害状況を周知する必要があるとき、避難準備が必要なとき、避難場所を周知させるとき、避難誘導をするとき、又は警戒心を啓蒙若しくは災害による被害を予防しようとする時期とする。

### 第2 広報の内容及び方法

広報活動は、消防広報に定めるものによるほか、災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部広報の担当と相互に連絡協調を図り実施する。

### 第3 住民に対する広報

住民に対する広報は、いたずらに心理を動揺させることなく災害状況等を的確に広報するため、消防広報に定めるものによるほか、次に掲げる方法により行う。

- 1 車両巡回 消防車両等による巡回放送
- 2 掲示板 消防署及び臨時掲示板による掲示
- 3 口頭伝達 消防職団員による携帯拡声器による伝達
- 4 ホームページ 消防組合ホームページ上で掲示
- 5 その他の方法

#### 第4 報道機関等に対する広報

報道機関等に対する広報は、吉川松伏消防広報規程第9条2項及び第15条に定めによる。

### **第4節 情報記録**

災害情報は、被害状況の確認及び事後の災害対策の資料として重要なものであるため、次により記録及び保存をする。

#### 第1 記録

##### 1 火災

火災の記録は、警防規程第51条第1号及び吉川松伏消防組合火災調査規程（平成23年吉川松伏消防組合訓令第1号）第44条及び第45条規定に基づき作成する。

##### 2 救急

救急の記録は、吉川松伏消防組合救急業務に関する規程（平成20年吉川松伏消防組合訓令第11号）第43条の規定に基づき作成する。

##### 3 救助

救助の記録は、警防規程第51条第2号の規定に基づき作成する。

##### 4 その他災害

その他災害については、警防規程第51条第3号の規定に基づき作成する。

#### 第2 保存方法

災害状況調査書、報告書、記録写真、広報資料等について災害ごと整理し、吉川松伏消防組合文書管理規程（平成13年吉川松伏消防組合訓令第1号）の規定に基づき、所定の期間保存する。



## 第9章 火災警防計画

火災警防計画は、火災を警戒し、鎮圧するために警防部隊の機能を最高度に発揮して住民の生命、身体及び財産の被害を最小限度に阻止するため、消防職団員の招集、出動、警戒、通信及び火災防ぎよの運用については、警防規程の定めのほかは、次による。

### 第1節 消防職団員の招集

非常災害時において、現有消防力を最大限に活用するため、全消防職団員の動員について定める。

#### 第1 招集

- 1 非常災害時には、週休者等及び消防団員を状況に応じて招集し、災害対策活動を行う。
- 2 招集の場所は、週休者等は勤務場所の所属参集とし、災害その他の情勢から所属参集が困難である場合又は不可能な場合は、直近の署所に参集する直近署所参集とする。消防団員は、当該受持区域の消防団器具置場へ参集とする。

#### 第2 招集体制及び基準

警防本部及び署隊本部を設置し部隊の増強を図り、活動体制を整備強化するための事態の状況に応じた招集の基準は、警防規程第30条によるほか、次による。

##### 1 職員

次の非常招集区分による。

種別	招集区分	招集者	招集時期
火災	第1招集	全署出動する中隊に属する週休者、待機班	警防規程の出動計画及び現場最高指揮者が認めるとき
	第2招集	第1招集以外の職員で火災状況の対応に要する人員で招集を受けた者	第1招集により更に消防隊要員の増強が必要と現場最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	大規模火災又は長期化する火災で、消防隊要員の増強が必要と警防本部長が認めるとき
風水	警戒準備	待機班	待機体制に定めによる

害等 ・ 自然 災害	第 1 招集	全署出動する中隊に属する週休者、待機班	大雨・洪水及び暴風等により相当の被害が発生又は発生が予測され、消防隊要員の増強が必要と最高指揮者が認めたとき
	第 2 招集	第 1 招集以外の職員で災害状況の対応に要する人員で招集命令を受けた者	第 1 招集により更に消防隊要員の増強が必要と最高指揮者が認めるとき
	第 3 招集	全員	大規模災害又は長期化する災害で、消防隊要員の増強が必要と警防本部長が認めたとき
地震	警戒準備	待機班	待機体制に定めによる
	第 1 招集	全署出動する中隊に属する週休者、待機班	地震により相当の被害が発生又は発生が予測され、消防隊要員の増強が必要と最高指揮者が認めたとき
	第 2 招集	第 1 招集以外の職員で被災状況の対応に要する人員で招集命令を受けた者	第 1 招集により更に消防隊要員の増強が必要と最高指揮者が認めるとき
	第 3 招集	全員	震度 5 弱以上の地震を覚知したとき、又は地震により被害が甚大で、消防隊要員の増強が必要と警防本部長が認めたとき
救急 救助 事故	第 1 招集	全署出動する中隊に属する週休者、待機班	救急救助現場において、消防隊要員が必要と現場最高指揮者が認めたとき
	第 2 招集	第 1 招集以外の職員で事故状況の対応に要する人員で招集命令を受けた者	第 1 招集により更に消防隊要員の増強が必要と最高指揮者が認めるとき
	第 3 招集	全員	消防隊要員の増強が必要と警防本部長が認めたとき
武力	警戒準備	待機班	待機体制に定めによる

攻撃 事態 等	第1招集	本部職員の管理職者、待機班	県に国民保護対策準備室が設置された場合
	第2招集	全署出動する中隊に属する週休者、本部職員	市町村に緊急事態連絡室が設置された場合
	第3招集	全員	市町村国民保護対策本部設置の通知を受けた場合

※ 招集する職員数については、原則として招集欄の職員とするが、現場指揮者、警防本部長等の判断により増減することができる。

※ 待機班は別に定める吉川松伏消防組合待機体制による本部職員で構成する班

## 2 団員

通常災害時を含み、次の非常招集区分による。ただし、種別により発生が予測される災害は、消防団担当課にて団長を經由し警戒準備を団員に連絡する。

種別	招集区分	招集者	招集時期
火災	第1招集	発生場所の管轄区域の分団	現場最高指揮者が認めるとき又は自己覚知したとき
	第2招集	発生場所の管轄区域周辺で災害状況の対応に要する分団	第1招集により更に分団の増強が必要と現場最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	大規模火災又は長期化する火災で、分団の増強が必要と警防本部長が認めたとき
風水 害等 ・ 自然 災害	第1招集	発生場所の管轄区域の分団	現場最高指揮者が認めるとき又は自己覚知したとき
	第2招集	発生場所の管轄区域周辺で災害状況の対応に要する分団	第1招集により更に分団の増強が必要と現場最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	大規模火災又は長期化する火災で、分団の増強が必要と警防本部長が認めたとき

地震	第1招集	発生場所の管轄区域の分団	地震により相当の被害が発生又は発生が予測され、分団の増強が必要と最高指揮者が認めたとき、被害が発生又は発生が予測されると自己覚知したとき
	第2招集	発生場所の管轄区域周辺で災害状況の対応に要する分団	第1招集により更に分団の増強が必要と最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	震度5弱以上の地震を覚知したとき、又は地震により被害が甚大で、分団の増強が必要と警防本部長が認めたとき
救急救助事故	第1招集	発生場所の管轄区域の分団	救急救助現場において、分団が必要と現場最高指揮者が認めたとき又は自己覚知したとき
	第2招集	発生場所の管轄区域周辺で災害状況の対応に要する分団	第1招集により更に分団の増強が必要と最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	事故が甚大で分団の増強が必要と警防本部長が認めたとき
武力攻撃事態等	第1招集	分団長、副分団長	県に国民保護対策準備室が設置された場合
	第2招集	事態内容の対応に要する分団	市町村に緊急事態連絡室が設置され、事態の内容により最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	市町村国民保護対策本部設置の通知を受けた場合

※ 招集する団員数については、原則として招集欄の団員とするが、現場指揮者、警防本部長等の判断により増減することができる。

### 3 招集の免除

招集は、次のいずれかに該当する消防職団員には、適用しない。

- (1) 休職中又は停職中の消防職団員
- (2) 傷病、出産又は隔離による休暇中及び育児休業中の消防職団員
- (3) 出張、入校、派遣又は旅行中の消防職団員（参集可能な職員を除く。）
- (4) 前各号に掲げる消防職員以外の消防職員で所属長等が認める消防職員

### 第3 参集

- 1 招集を受けた消防職団員は、迅速に参集するよう努めなければならない。
- 2 参集時には、次の事項に留意する。
  - (1) 参集時は、安全管理を徹底し、消防活動に適する服装とし、食糧等を携行する。
  - (2) 参集途上において必要な情報を得たときは、参集後、直ちに所属長等へその状況を報告する。
  - (3) 災害状況などにより参集が不可能な場合は、適宜の方法により指揮本部、警防本部等に連絡する。

## 第2節 出動

### 第1 通常災害時

警防規程第39条別表6の出動計画の出動区分の第1出動及び第2出動の定め並びに第9章第1節第2招集体制及び基準の2団員による。

### 第2 非常災害時

警防規程第39条別表6の出動計画の出動区分の第3出動の定め並びに第9章第1節第2招集体制及び基準の2団員のほか、複合又は同時多発的に災害が発生する場合は、次の選別により優先的に出動する。なお消防団の活動については受持区域内の災害活動を優先し、受持区域外への出動は指令を受けた場合及び受持区域内に災害の発生がない場合とする。

区分	種別
第1優先	延焼拡大火災の避難場所及び周辺の防ぎよ
第2優先	延焼拡大火災の市街地の防ぎよ
第3優先	延焼拡大火災の重点度合の高い災害危険又は地震重要防ぎよ地域の防ぎよ
上記以外は現在消防力、災害状況を警防本部にて総合分析し判断する	

### 第3 応援

隣接市町消防相互応援協定、埼玉県下消防相互応援協定、茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき出動する。

### 第4 その他災害

タンクローリー等の転覆及びガス漏れによる危険排除等は、警防規程の出動計画に基づき、その内容、規模に応じた車両で出動させ確認にあたる。

## **第3節 警戒**

警戒計画は、気象状況の悪化に伴い、火災発生の危険及び延焼拡大のおそれのあるときの火災警報発令時の警戒、各種災害発生時の警戒及び火災発生多発期における特別警戒について定める。

### 第1 火災警報発令時の警戒

火災警報発令時は、警戒の万全を期するため警報発令伝達計画に基づき、関係機関への周知徹底、住民に対する警戒心の喚起及び啓発にあわせて次の事項に留意する。

- 1 機械器具の点検及び積載ホースの増強を行う。
- 2 通信施設の試験を行い機能の保全に努める。
- 3 消防団においては、招集に応じられる態勢を整える。
- 4 その他警防活動上、必要な事項。

### 第2 災害時の警戒

災害時の警戒計画は、地震、火災、その他風水害等に伴い、二次的に発生する火災に備えて、警戒するものとする。

#### 1 地震

- (1) 地震襲来と同時に、人員及び消防車両を安全地帯に移動させること。
- (2) 消防車両の無線局を開局させること。
- (3) 危険区域等の巡回広報。
- (4) その他必要な事項。

#### 2 火災

##### (1) 飛火警戒

飛火防ぎよは、主として消防団をこれに当て、警戒待機と警戒巡らとに区分する。なお、

消防団の運用については、消防長は消防団長と協議して決定する。

## (2) 飛火危険

飛火危険は、おおむね次の場合である。

- ア 強風時の火災の場合
- イ 木造大建築物の火災の場合
- ウ 木造建物密集地域の火災の場合
- エ 高地又は低地建物火災の場合
- オ 飛散しやすい藁葺屋根等の火災の場合
- カ 延焼拡大時の火災の場合

## (3) 飛火警戒範囲

一定しがたいが、おおよそ次に準拠すること。

- ア 風速5メートル以内のとき、概ね500メートル以内
- イ 風速10メートル以内のとき、概ね1,200メートル以内
- ウ 風速10メートルを超えるときは、その状況に応じた警戒範囲を設定する。

## 第3 その他の警戒

- 1 火災多発期の警戒
- 2 年末特別警戒
- 3 祭典等特別警戒

## 第4節 通信

消防通信及び消防無線は、災害発生時ではもとより通常時の消防業務を効率的に遂行するため、通信取扱の訓練と機器の整備に努め、緊急通信運用に万全を期する。

### 第1 消防通信

火災報知専用電話等により災害の通報を受信し、消防隊へ指令し、及び応援隊を要請し、並びに関係機関へ連絡するなどの取扱いは、吉川松伏消防組合消防通信規程（平成12年吉川松伏消防組合消防本部訓令第4号）に定めるほか、次のとおりとする。

#### 1 災害通報

災害通報の受信は、必要事項を正確に聴取するとともに、交信内容を整理する。

#### 2 指令通信

警防部隊の運用は、警防規程に定める出動計画に基づき、迅速的確に指令する。

この際、他の交信は中断する。

### 3 その他の通信

災害の状況により、関係機関の協力を要請する場合は、指令通信に準ずる。

### 4 通信順位

複合又は同時多発的における災害時は、指令通信のほか、警防部隊からの報告、関係機関に対する連絡、住民等からの問い合わせ等で通信の混乱が予想されるため、通信順位は吉川松伏消防組合消防通信規程第17条のとおりとする。

通信順位	
1	指令通信
2	災害通報
3	応援要請
4	指揮命令
5	現場報告
6	連絡報
7	訓練、試験通信
※ 上位の通信は、下位の通信を中断して行うことができる。	

## 第2 無線通信

警防部隊の出動時及び有線通信途絶時に災害の通報を受信し、情報を収集し、並びに警防部隊の指揮運用及び相互連絡を迅速適確に実施するため、その取扱いは、次のとおりとする。

### 1 使用電波

#### (1) 市町村波

管轄区域に出動する警防部隊、又は越谷市、草加市、八潮市及び三郷市に応援出動する警防部隊が使用する。

#### (2) 県内共通波

県内の「消防相互応援協定」により応援する警防部隊が使用する。

#### (3) 救急波



救急業務に出動する救急隊が使用する。

#### (4) 全国共通波

県外への応援出動、広域災害時の情報収集又は指令室において特に必要があると認めるときに使用する。

### 2 2波以上の電波使用

#### (1) 複数災害が発生した場合

先に出動した無線局は市町村波を使用し、第2災害へ出動した無線局は県内共通波を使用する。

#### (2) 隣接市と同時災害が発生した場合

市町村波は先に使用している消防本部が優先し、県内共通波及び全国波を有効活用する。

### 3 その他の通信

その他の消防用無線及び防災行政無線の取扱については、別に定める。

## 第5節 火災防ぎよ

火災は、消防対象物の状況のほか、地形、気象、その他の消防事象に適応した効果的防ぎよが必要であり、防ぎよ困難区域、指定防火対象物及び消防活動上支障ある施設等の火災その他警備上必要な火災について防ぎよ計画を策定し、警防部隊の効果的運用を図る。

### 第1 火災防ぎよ計画策定要件

- 1 防ぎよ上必要な消防力の予定数及び出動隊
- 2 各隊の到着時分及び部署すべき予定水利
- 3 人命検索及び救助方法
- 4 各隊の進入方法及び防ぎよ担当面
- 5 延焼防止のため消防力を集中する場所
- 6 飛火警戒の方法
- 7 避難誘導及び避難予定場所
- 8 断・減水時、火災期及び強風時等の場合の方策
- 9 その他特殊な事象に対処する方策

### 第2 部隊の編成

警防部隊の部隊編成及び出動区分は、警防規程第5条及び第39条の定めのほか、第2

章第3節第2非常災害時の部隊を現在消防力、災害状況を警防本部にて総合分析し編成する。

### 第3 出動時の留意事項

#### 1 車両運行

火災現場へ出動する各部隊は、径路、水利部署等を総合的に考慮し、安全かつ迅速に現場へ到着するよう配慮し、交通諸法令を遵守し、事故防止に細心の注意を払い、安全確保に最善を尽くさなければならない。

#### 2 二次火災

火災出動中、他に火災が発生した場合は、待機隊が出動する。なお、出動途上において二次火災に遭遇した場合は、その状況を報告するとともに防ぎよ困難区域に発生した火災で人命危険のおそれが大であると認められる場合にあっては、遭遇した最初の部隊は機を失することのないよう防ぎよにあたる。

### 第4 出動時の無線連絡

出動時には、基地局及び移動局相互の連絡を密にし、消防活動等に必要な事項の連絡について支障を生じないように努めなければならない。

### 第5 水利統制

消防水利の不足する地域においては、有効な放水口数を確保し、効果的な消火活動を実施するため、水利統制に十分配慮する。

### 第6 活動時の方針

現有消防力と災害状況の優劣にもよるが、第9章第2節第2非常災害時における複合又は同時多発的に災害が発生する場合を含め、活動方針は次のとおりとし、その他活動する部隊の最高指揮権者の活動方針とする。

#### 1 消火活動の優先

最も被害を増幅するものは、各種災害により発生する火災であるため、早期の火災鎮圧、拡大防止にあたる。

#### 2 人命救助、救急活動

延焼拡大する火災が群発し著しく消防力が劣勢である場合は、人命を優先し救助、救急及び避難誘導を優先した活動にあたる。

#### 3 安全管理

現有消防力及び消防活動の維持継続を図るため、二次的災害は基より活動にあたる各指揮者は危険が迫れば活動中止、退避など根幹的な安全管理の徹底にあたる。

## 第7 職員及び団員等の活動区分

1 職員及び団員は、活動において連携一体となり一挙鎮圧に総力挙げるものとするが、複合又は同時多発的に災害が発生する場合の職員及び団員の活動は、次の区分による。

職員	人命救助、救急を伴う活動で、高度な消防技術を要する災害対応
団員	上記以外

2 吉川松伏消防組合消防活動支援員設置要綱に基づく支援員は、次の活動に従事する。

### (1) 警防部隊の後方支援

ア 資機材の管理及び搬送

イ 避難者の応急手当

ウ 避難者誘導

### (2) 情報収集

ア 自宅周辺の被害状況の報告

イ 参集途上の道路、建物等の被害状況及び危険箇所についての報告

ウ 消防署及び消防分署における住民からの情報収集

### (3) 災害活動支援

ア 応援部隊の誘導、地理案内等の活動支援

イ 活動中の警防部隊への食糧、飲料水等の供給

## 第8 活動時の留意事項

### 1 防ぎよ困難区域の火災

(1) 防ぎよ困難区域は、一般に木造建物が密集し、道路、地形及び水利の状況が悪く、急速に延焼拡大するおそれがあるため、建築物の構造、規模、業態、出火場所及び延焼速度等を総合的に判断し活動する。

(2) 大火災の危険、飛火の発生危険を考慮して、時期を失することなく飛火警戒隊等の援護部隊を配置するものとする。

(3) その他延焼の媒体となる家財道具の搬出、避難などによる現場の混乱を防止する等消防活動に支障となる要素を対処する。

(4) 災害時における消防隊及び救助隊等への情報提供と誘導等について関係者から十分に

情報収集する。

## 2 消防活動上支障ある施設（危険物施設等）の火災

- (1) 油脂類、都市ガス、液化石油ガス、電気、薬品、R I等の火災は、その種類や状態によって燃焼過程が異なり、人命及び施設の損傷が甚大となる恐れが大きいので、一挙に鎮圧し、又は拡大を防止する。
- (2) 人命救助及び隊員の安全確保と広範囲にわたる警戒、広報体制の必要性があるため、施設、物質の性状等を災害時の関係者からの情報収集を基に、消防隊等の誘導、特殊資機材及び消火薬剤等を考慮し、併せて警戒区域の設定を行う。

## 3 地下階（洞道を含む。）の火災

- (1) 地下階の火災は、気象の影響を受けないが大量の煙が発生し、火災時間も長引くことが予想され、従って避難、進入が困難で人命危険が大きいいため、初期に発見、消火されない限り大事になること警戒する。
- (2) 地下階の防ぎよにあたっては、防火管理者等との連絡を密にして状況を適確に把握し、内部に進入する場合には、隊員の安全確保に留意し、情勢の変化に対応できる体制を整える。

## 4 車両火災

鉄道車両、バス等大量の人員輸送車両及び危険物、高圧ガス及び毒物・劇物運搬車両等の火災においては、人命救助、避難誘導及び二次災害の防止に努め、積載品の毒物や危険物類から安全確保を図った火災防ぎよを行うなどの救助活動等を行う。

## 5 航空機火災

外周から包囲的な防ぎよ部署及びホース延長の部署をし、人命救助に専念するとともに、火災鎮火前後における機体の爆発等もあるので十分注意し、特に鎮火後における未燃焼油類の流失については、引火防止、流動防止に努める。

## 6 火災警報発令時又は強風時の火災

- (1) 火災は、異常気象を要因として大火災に拡大する事例が多く、火災警報発令時又は強風時には初期の活動が防ぎよの成否に重大な係りをもつため、消防職団員の招集、出動部隊の増強など初動体制を十二分に配備する。
- (2) 防ぎよにあたっては、有効放水による延焼阻止と飛火の警戒に留意し、火面拡大防止を図る。

## 第10章 風水害等警防計画

この計画は水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき風水害等の水害に対し関係機関と密接な連絡のもとに災害に応じた体制を確立する。

### 第1節 消防職団員の招集

第1 風水害等の災害時における消防職団員の招集は、第9章火災警防計画の消防職団員の招集に準ずる。

第2 風水害等の災害時における消防職団員の態勢は、構成市町の地域防災計画に定めるもののほか、江戸川水防事務組合の水防計画の定めるところによる。

### 第2節 災害危険箇所の調査

浸水危険地域、がけ崩れ危険箇所、重要水防区域及び重要箇所等について、事前に調査し、災害予防及び応急対策の資料とする。

#### 第1 対象

##### 1 浸水危険地域

洪水、河川堤防の決壊、水路等の氾濫及び雨水等の停滞等、諸条件から浸水により被害の発生が予想される地域

##### 2 がけ崩れ危険箇所

急傾斜地の崩壊による災害危険箇所

##### 3 重要水防区域及び重要箇所

各管理者が指定した区域及び箇所

##### 4 農業用取水堰及び水門等

各管理者が管理する施設

#### 第2 対象の把握方法

防災機関、河川管理者等及びがけ地所有者等と密接な連絡をとり、時期を逸することのないよう、災害危険箇所の現況確認と被害を受けるおそれのある範囲の状況及び応急処置等について実態を把握する。

### **第3節 警防対策**

災害発生危険箇所等について、災害の発生を予防し、又は被害を軽減し、人命の安全を図るため、現況に応じた指導を行う。

#### **第1 予防措置**

関係機関と緊密な連絡を図り、災害発生危険箇所等の管理者に対して、防災上必要な措置を要請するとともに、被害を受けるおそれのある者に対して、災害時の安全及び避難の方法等予防措置の指導を行う。

#### **第2 広報活動**

災害時における広報活動は、原則として構成市町の地域防災計画の定めるところによるものであるが、災害対策本部設置前における広報活動は、時期を失することのないよう対処するものとする。

### **第4節 災害活動**

第9章火災警防計画第2節出動、第4節通信、第5節第2部隊の編制、第3出動時の留意事項、第4出動時の無線通信、第6活動時の方針、第7職員及び団員等の活動区分に準拠し、災害予防対策活動の出動区域、部隊及び区分については、災害の状況及び気象状況に応じて警防本部等が決定する。

#### **第1 部隊の配備**

風水害等の災害発生が予想されるときは、通常災害時又は非常災害時の部隊編成を行い、備蓄資材を整備して待機する。

#### **第2 警戒出動**

浸水、がけ崩れその他災害の予想される危険箇所については、その状況を確認し、危険の著しい箇所については、付近住民又は関係者に予防措置を講ずるよう促し、又は避難について注意を与え、若しくは、部隊を出動させて措置を行わせるための巡視警戒を行う。

#### **第3 被害の調査**

出動隊の長は、活動概要及び被害状況を記録して、速やかに概要を消防長に報告するとともに、災害活動終了後、全ての活動状況を取りまとめ、詳細な報告を行う。なお、被害が広範囲にわたる場合は、調査班を編成して調査を行い、被害を集計し同様事案発生時の

資料とする。

## 第 1 1 章 避難計画

避難計画は、災害が発生せんとし又は発生した場合において、住民の生命身体を災害から保護するため、構成市町の地域防災計画によるほか、構成市町村長等から依頼があった場合、危険区域にある住民に対して避難のための勧告又は指示し安全な場所に避難させる等の人命の被害の軽減を図る。

### 第 1 節 避難のための勧告及び指示

#### 第 1 避難の勧告指示

大規模な火災、爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命あるいは身体を保護するため特に必要があると認めるとき、市長又は町長は災害対策基本法第 60 条の規定により、必要と認める区域の住民に対し、避難のための勧告及び指示を行う。

#### 第 2 市長及び町長の権限を代行しての事実行為

- (1) 消防長又は消防署長が、緊急に避難を指示する必要があると認めるときは、当該市長又は町長と連絡のとれる場合は危険の実状を報告し、指示を仰ぎ、指示内容を関係住民に伝達し、避難誘導に万全の措置を行う。
- (2) 連絡のいとまがないほど緊急を要する場合には、消防長又は消防署長が的確な情勢判断によって、関係住民の安全が図れるよう適切な避難措置を行い、その経過と事後の措置状況を報告して了解を求めるとともに、その後の対応について必要な指示を受ける。

#### 第 3 緊急避難勧告

次により、危険が目前に迫り緊急に避難させる必要がある場合に行うものとする。

- 1 火災が拡大するおそれのあるとき
- 2 風水害、洪水等の自然災害による被害の発生が予想されるとき
- 3 危険物、高圧ガス等の爆発のおそれのあるとき
- 4 毒物劇物の飛散、漏れ、流失等により危害のおそれがあるとき

### 第 2 節 勧告及び指示の伝達



## 第1 避難勧告及び指示の伝達

避難勧告及び指示を関係住民に確実に伝達できるよう、次による伝達手段を活用する。

- 1 避難勧告及び指示の伝達は、構成市町の防災行政無線及び巡回広報等を利用する。
- 2 避難勧告及び指示の内容は、適切かつ容易に判断できるものとする。
- 3 避難勧告及び指示は、時期を失することのないよう正確に漏れなく、全ての関係住民に伝達する。

## 第2 伝達事項

関係住民に周知徹底する伝達事項は、次のとおりとする。

- 1 勧告又は指示者
- 2 勧告又は指示の理由及び区域
- 3 避難施設及び場所（以下「避難場所」という。）
- 4 避難経路
- 5 注意事項（火災や盗難の予防、携行品、服装等）

第3 避難誘導に当たる者（以下「誘導員」という。）は、避難者を安全に誘導するとともに、誘導要領にあつては、次のとおりとする。

- 1 早めに避難地区の要介護者を把握し、必要な資機材及び誘導員を集める。
- 2 避難の誘導に当たっては、災害時要救護者を優先する。
- 3 出発、到着の際には必ず人員の点呼を行い、避難者を把握する。
- 4 避難集団が大規模な場合は、住民グループを適切な人数に分割して、誘導員を適切に配置する。
- 5 必要に応じて誘導ロープにより安全を確保する。
- 6 誘導員は毅然たる態度で、避難経路及び避難場所を指示する。
- 7 誘導員自ら、パニック状態に巻き込まれないようにする。
- 8 住民の携行品は、必要最低限にとどめさせる。
- 9 避難に当たっては、住民を走らせないようにする。
- 10 生徒、児童の避難については、学校関係者と連絡を密にして避難誘導を行う。
- 11 すでに避難した家屋には、目印をつけて伝達の重複を避ける。
- 12 避難行動の際は、自主防災組織等の役員の強力を得る。
- 13 避難場所又は安全な場所に確実に誘導する。

### **第3節 避難場所及び避難経路の選定**

避難場所、避難経路の選定及び長時間・長距離避難については、次のとおりとする。

#### 第1 避難場所

避難場所は、構成市町村の地域防災計画による。

#### 第2 避難経路の選定

避難経路の選定に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 1 避難経路は、各種災害の危険が予測される区域の通過を避ける。
- 2 指定された避難場所が、災害状況により使用不能となった場合は、代替避難場所へ誘導するため、代替避難場所への経路把握に努める。
- 3 構成市町の地域防災計画に明記された避難経路を、関係住民に対して周知徹底を図る。

### **第4節 避難経路の安全確保**

避難経路の安全確保に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

第1 避難経路は、事前に安全性を確保する。

第2 安全輸送に関し、警察、自衛隊等と協議する。

第3 避難経路途中で危険な箇所があるときは、明確な標示を行い、避難に際し関係住民に伝達する。

第4 避難場所までの案内板を要所に掲示する。

第5 災害状況を適宜判断して、安全な経路を利用する。

第6 マンホール、側溝、小河川の氾濫、土砂崩れ、道路の亀裂及び陥没等に注意する。

第7 危険箇所や避難経路などは、ロープ展張、警戒員等を配し、二次災害を防止する。

第8 夜間においては、照明器具を携帯した誘導員を配置する。

第9 倒壊物、落下物、路上若しくは沿道の障害物からの安全を確保する。

### **第5節 避難場所の警戒**

避難場所の警戒は、各地区の避難所ごとに警戒員を定めておき、構成市町の災害対策本部等と連絡を密にする。

## 第 1 2 章 救助救急計画

救助救急計画は、災害時による傷病者を救助し、応急措置を施し医療機関等へ搬送する一連の救助、救急活動を実施するため、医療機関その他関係機関との協力態勢の強化を図り、円滑かつ迅速的確に実施し、地域住民の生命並びに身体を保護し安全を図る。

### 第 1 節 非常招集

救助救急活動が大規模になり、通常の救助救急体制をもって対処できないとき又はそのおそれのあるときは、消防職団員を非常招集して活動体制を強化するものとする。

#### 第 1 招集の方法

第 9 章火災警防計画第 1 節の消防職団員の招集の定めによる。

### 第 2 節 災害活動

第 9 章火災警防計画第 2 節出動、第 4 節通信、第 5 節第 2 部隊の編制、第 3 出動時の留意事項、第 4 出動時の無線通信、第 6 活動時の方針、第 7 職員及び団員等の活動区分に準拠する。

### 第 3 節 救助体制

災害その他の事故において、各種の救助活動に即応し得るような救助技術の修得と救助機器の整備を図るものとし、救助業務の実施は、救助業務規程に定めによる。

#### 第 1 出動時の要点

- 1 火災時等の救助活動は先着隊が行い、救助隊及び消防隊と協力して救助作業を実施する。
- 2 交通事故、労働災害事故及び水難事故への出動は、指揮隊、救急隊、救助隊及び消防隊とする。

#### 第 2 救助技術の習得

救助事故現場においては、困難な活動状況が想定されるので、日頃から体力の練成に努めるとともに訓練計画に定める訓練を行って救助技術の習得に努めるものとする。

#### 第 3 救助器具の整備

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表に定める資機材を備えるものとする。

## **第4節 医療機関等との協力体制**

救急活動を円滑に推進し、人命を救い傷病を早期に治癒させるため、常に医療機関等と密接な協力態勢を図るものとし、救急業務の実施は、救急業務規程の定めによる。

### 第1 医療機関との協力関係

#### 1 通常時の協力関係

救急告示医療機関と次の各号に掲げるものについて連絡協調を図り、救急業務に支障を来たさぬよう万全の体制を取る。

- (1) 救急患者の受診について
- (2) 診療時間外、休診日等の取扱いについて
- (3) 診療科目及び宿直医の担当科目について
- (4) 通常時の連絡体制及び連絡内容について
- (5) その他救急活動に必要な事項

2 多数傷病者の災害が発生した場合の救急業務は、吉川松伏消防組合消防本部集団救急事故対策計画に基づいて行うものとし、傷病者受診と災害現場へ医師等の派遣について、医療機関と協議する。

3 多数傷病者が発生し必要があると認められるときは、医療機関が保有する車両等の出動の要請を行う。

### 第2 応急救護所の開設

多数傷病者が発生し医療機関へ搬送しきれないとき、又は災害現場において緊急処置を行う必要があるときは、医療機関等の協力を得て災害現場付近へ応急救護所を開設する。

### 第3 応急救急隊の編成

消防長は、管内において多数傷病者事故が発生した場合で救急隊の増強を必要とするときは、余力ある消防隊等で、資機材搬送車及びマイクロバス等を活用し、臨時の救急隊として部隊運用を図る。

### 第4 救急資器材の整備

救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）別表に定める資器材を備える。

## 第13章 地震災害対策計画

地震災害対策計画は、特に二次的災害である火災の発生防止に最大の努力を払う必要があり、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを基本とした家庭の自衛対策、事業所の防災体制等、出火防止と初期消火を重点に指導して予防体制を強化するため必要な事項を定める。地震災害対策計画の細部については、地域防災計画及び本章によるものとし、消防対策並びに地震災害対策活動について確立する。

### 第1節 予防対策

予防対策にあつては、構成市町の地域防災計画に定めるところによるほか、次による。

#### 第1 地震重要防ぎょ地域、地震重要対象物等の設定

##### 1 地震重要防ぎょ地域の設定

管内の市街地構成内容等の条件を総合して、地震発生時の被害が最も甚大で、出火件数も多く見込まれ、延焼拡大のおそれが高い市街地で、地域住民の安全確保のため、警防部隊の増強が必要と見込まれる地域を地震重要防ぎょ地域として設定する。

##### 2 地震重要対象物の設定

管内の施設のうち、住民生活に直接影響を及ぼす施設で、延焼危険の高い地域に所在する避難者収容施設、救護施設、食糧や救援物資の集積場所及び災害対策上の中核機関等を地震重要対象物として設定する。

#### 第2 地震警防対策図の作成

図上訓練及び地震災害時の警防作戦検討上必要とする地震警防対策図を作成する。地震警防対策図には、前項で設定した地域及び対象物のほか、地震災害時に有効な消火栓以外の消防水利、倒壊のおそれがある建築物等を記入し活用を図る。

### 第2節 非常招集

第9章火災警防計画第1節の消防職団員の招集の定めにより、特に震度5弱以上の地震覚知した場合は自発的に参集する。

### 第3節 災害活動

第9章火災警防計画第2節出動、第4節通信、第5節第2部隊の編制、第3出動時の留意事項、第4出動時の無線連絡、第6活動時の方針、第7職員及び団員等の活動区分に準拠する。

## **第4節 措置事項**

### 第1 参集時

#### 1 助言及び援助義務

職員は、参集途上において住民等に対し次の事項について、適切な助言及び援助をする。

(1) 出火防止と初期消火

(2) 人命危険を察知したときは、避難の呼びかけ及び誘導

### 第2 情報収集

第8章情報計画の第2収集方法によるが、特に大規模地震時は火災報知専用電話（119番通報）、その他有線通信が途絶される場合があるため、消防無線等を最大限に活用するものとし、車両が出動不能のときは、職員に無線機を携行させて自転車、徒歩等により次の被害地域の情報を収集する。

1 火災の発生及び延焼の状況

2 建物の倒壊状況

3 負傷者及び要救助者の発生状況

4 消防隊等の出動可否及び道路通行の可否

5 その他消防活動上必要な事項

### 第3 消防庁舎

1 災害拠点となる消防施設の電源等の根絶による消防機能低下を防ぎ、施設及び通信機能等を維持するため、長期停電時等に備え、各庁舎の非常用発電機の機能に応じた電源燃料等の確保及び計画的に燃料庫等の整備を行う。

2 大規模地震など各種災害時においては、倒壊など災害活動拠点となる消防庁舎機能の可否判断を行い、応急措置で対応可能な場合は、早急に二次災害防止策を講じ、機能不能な場合は、次による。

(1) 倒壊状況など被害に応じて、吉川消防署、南分署及び松伏消防署の順位にて全機能に移転する。

- (2) 全消防署が機能不能な場合は、被害状況のより少ない公共施設など、警防本部などで指定する施設又は場所とする。

#### 第4 通信施設

第9章火災警防計画第4節の通信の定めるところによるほか、次のとおりとする。

##### 1 通信施設の防護

通信施設の防護並びに保守については、充分留意し被害を受けた場合は応急対策により通信を確保する。

##### 2 非常電源の確保

災害発生時においては、長時間の停電が予想されることから、非常用電源装置の保守並びに整備を行う。

##### 3 無線施設の運用

地震発生後直ちに基地局及び移動局を開局し、次の措置をとる。

- (1) 基地局は、移動局との試験通話を行い、無線通信を確保する。
- (2) 移動局は、基地局からの通信指示に従うほか、各種異常の有無について報告する。
- (3) バッテリー等の電源確保の措置をとる。

#### 第5 消防車両及び機械器具

初動体制を確保するため、消防車両及び各種機械器具を点検整備する。

##### 1 消防車両の安全確保等

- (1) 地震発生後速やかに車両を車庫外の安全な場所へ移動する。
- (2) 建物の損傷等により出動不能のときは、速やかに警防本部へ報告し指示を受ける。

##### 2 燃料資機材の確保

- (1) ホースその他器具、機材の点検。
- (2) 在庫燃料を点検しその保安に留意する。
- (3) 燃料、資機材確保のため調達方法等について配慮しておく。

#### 第6 警防部隊の食糧の確保

地震発生時における消防活動は長期に及ぶことが予想されるので、消防職員及び消防団員に対する給水及び給食を考慮する。

##### 1 給食対策

- (1) 地震発生後3日間の食糧を確保するものとし、隊員1人当たり9食分の非常食を備蓄

する。

(2) 調理が不能となるおそれがあり、乾パン、かん詰等の備蓄を考慮する。

## 2 給水対策

上水道が損壊し断水することを予測し、次により非常給水に備える。

(1) 隊員 1 人当たり 1 日 3 リットル以上とする。

(2) 通常の飲料水以外の水を飲料に用いるときは、ろ過、煮沸等の安全な方法をとる。

3 災害現場への給食、給水方法については、警防本部からの指示による。



## 第14章 国民保護計画

国民保護計画は、武力攻撃等による災害が発生した場合に、本組合として武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、「国民保護法」という。）に基づき、迅速かつ的確に実施するための措置を定めるものとする。

### 第1節 市町村国民保護計画が対象とする事態

市町村国民保護計画において、想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態

#### 第1 武力攻撃事態

国民の保護に関する基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- 1 着上陸侵攻
- 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 3 弾道ミサイル攻撃
- 4 航空攻撃

#### 第2 緊急対処事態

緊急対処事態として、基本指針においては、以下に掲げる事態が対象として想定されている。

- 1 攻撃対象施設等による分類
  - (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
  - (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- 2 攻撃手段による分類
  - (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
  - (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

### 第2節 武力攻撃事態等における本組合の責務

#### 第1 主な責務

##### 1 武力攻撃災害への対処

本組合は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その

他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救急・救助活動を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

## 2 避難住民への誘導

構成市町長から避難住民の誘導の要請があった場合は、本組合が実施する消火活動及び救急救助活動の状況を勘案しつつ、構成市町長の定める避難実施要領に基づき、構成市町に協力して避難住民の誘導を行う。

## 第2 武力攻撃災害への対処に関連して実施する事項

### 1 夜間、休日等の警報の伝達

夜間、休日等に県から警報の内容の通知があった場合には、受信した旨を直ちに県（宿日直者）へ返信するとともに、直ちに市長、吉川市役所市民安全課へ連絡する。なお、松伏町については、庁舎管理業務員が受信する。

### 2 危険物に係る武力攻撃災害発生防止

(1) 構成市町長より武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずるよう要請があった場合には、危険物の取扱者に対し、次により武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずるよう命ずる。

ア 危険物製造所等の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、搬送又は消費の一時禁止

ウ 危険物の所在場所の所在場所の変更又はその廃棄

(2) 警備の強化

構成市町長より危険物の取扱者に対して警備の強化を求めるなどの措置を講ずるよう要請があった場合には、危険物の取扱者に対して警備の強化を求める。

(3) 武力攻撃災害の兆候の通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの情報を入手した場合、速やかに、構成市町に通知する。

(4) 被災情報の収集と報告

(5) 生活関連等施設の安全確保の支援

構成市町長等から安全確保のため支援の求めがあったときは、関係機関と連携しつつ、可能な範囲で必要な支援を行う。

### 第3 特殊標章等の使用

国民保護措置を実施する消防職団員は、吉川松伏消防組合の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（平成22年吉川松伏消防組合告示9号）に定める特殊標章を着用し、身分証明書を携帯すること。

#### **第3節 非常招集**

第9章火災警防計画第1節の消防職団員の招集の定めによる。

#### **第4節 災害活動**

第9章火災警防計画第2節出動、第4節通信、第5節第2部隊の編制、第3出動時の留意事項、第4出動時の無線連絡、第6活動時の方針、第7職員及び団員の活動区分に準拠する。

#### **第5節 関係機関との連携**

武力攻撃事態等による災害が発生した場合は、国、県、市町、県警察、自衛隊等関係機関と密接な連携を図るものとし、災害発生当初から連絡を密にしておく。

## 第15章 応援協力計画

応援協力計画は、火災その他の災害が発生したとき、当消防組合管内の消防力だけでは対処できない場合に埼玉県下の消防機関及び隣接の消防機関が相互の消防力を活用して、被害を最小限度に防止するため、消防組織法第39条の規定等による消防の相互応援協力体制の整備及び同法第45条の規定による緊急消防援助隊により、不測の大規模災害等の発生に対処する。

### 第1節 消防相互応援

自治体の消防力は、必ずしも十分ではなく、消防署及び消防団の応援出動について協定を締結し、相互に協力する。

#### 第1 隣接市町消防相互応援協定

##### 1 消防相互応援協定締結消防機関

草加市	昭和47年	2月15日締結
春日部市	昭和47年	2月20日締結
(庄和町)	(昭和50年10月	1日締結)
野田市	昭和47年	2月20日締結
越谷市	昭和47年	2月25日締結
八潮市	昭和53年	6月30日締結
三郷市	昭和58年11月	30日締結

##### 2 応援の内容等

応援の内容は、各々の消防相互応援協定の定めによる。

#### 第2 埼玉県下消防相互応援協定

##### 1 消防相互応援協定締結消防機関

市町村又は消防事務を含む一部事務組合

平成19年7月1日締結

##### 2 応援の内容等

応援の内容等については、埼玉県下消防相互応援協定及び埼玉県下消防相互応援協定に関する運用基準の定めによる。

### 第3 広域航空消防応援に係る事前計画による応援要請

大規模特殊災害が発生した場合において、回転翼航空機（ヘリコプター）による消防活動が必要と認められたときは、埼玉県防災ヘリコプター応援協定（平成3年4月締結）の定めによる。

### 第4 茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定

#### 1 消防相互応援協定締結消防機関

市町村又は消防事務を含む一部事務組合

平成12年3月18日締結

#### 2 応援の内容等

常磐自動車道等における火災及び救急の応援協定の定めによる。

### 第5 緊急消防援助隊の応援

県外の応援は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日消防震第19号）及び緊急消防援助隊埼玉県隊応援等実施計画（平成16年12月24日策定）の定めによる。

## 第2節 関係機関との応援協力

構成市町の地域防災計画によるもののほかは、次のとおりとする。

### 第1 警察の援助協力要請

非常災害に際し、警戒区域を設定するために、消防機関だけでは対応不可能な状況の場合、又は災害の応急対応にあたり、警察の応援要請を求めることについて協議する。

### 第2 電気、電話及びガス事業等関係機関との応援協力

電気、電話及びガス施設等の災害時の対策、または災害現場のこれら施設の被害予防等について、消防活動が円滑に行えるよう、あらかじめこれらの機関又は関係者と協議する。

### 第3 石油燃料の優先供給に関する協定

大規模災害時における消防車両等に使用する燃料は、埼玉県石油業組合吉川支部との災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書に基づき、所要な手続きにより確保する。

### 第4 水道事業者との応援協力

災害現場において、必要とする水量を確保するための増水措置又は断水若しくは給水制限等について水道事業者と緊密な連絡を保ち、消防活動に支障を生じないように協議する。

### 第5 消防活動支援員

吉川松伏消防組合消防活動支援設置要綱に基づき、大規模災害発生時に実施する消防活動を支援する支援員の登録を推進し、有効に活用する。

## 第6 食品製造業者との災害協定

備蓄する非常食のほか、長期化する大規模災害など消防職員及び団員に給する給食を確保するため、大規模災害時における物資の供給協力に関する協定に基づき、所要の手続きにより確保する。

## 第7 その他の協力要請等

建設資材、廃棄物等の火災鎮圧に際しては、建設重機等の活用による効果が大きいため、これら重機類の借用等について保有業者等と協議する。

# 第3節 応援の方法等

応援の方法については、各々の消防相互応援協定書、消防相互応援協定に基づく覚書又は運用協定書等による。

## 第1 応援要請

市町長又は消防長は、非常災害が発生した場合において、本組合及び構成市町の消防団の消防力では対応することが困難で応援を必要とする事態に至ったときは、消防相互応援協定及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき応援を要請する。

なお、緊急消防援助隊に係る受援計画は次による。

### 1 事前計画

#### (1) 応援部隊用地図の整備

担当課長は、管轄区域内の次の各号に掲げる事項を明記した緊消隊用地図（白図及び組合市の防災マップ等）を作成し、所要部数を常時整備する。

ア 消防水利（防火水槽、プール、河川等）

イ 救急医療機関の位置

ウ 食料品等の物資及び燃料の補給場所（消防車両の給油が可能な施設）

エ 進出拠点、野営場所（野営可能場所）

オ その他必要な事項（ヘリコプター離着陸場、避難場所等）

### 2 進出拠点

(1) 警防課長は、緊消隊の活動区域及び被災等に関する情報提供する場所として管内外に

おける進出拠点を確保する。

(2) 前項の進出拠点は、埼玉県受援計画第4章に規定する消防庁又は埼玉県が指定する候補地とし、消防庁又は埼玉県指定緊急消防援助隊進出拠点とする。

(3) 進出拠点の責任者及び担当職員（以下「進出拠点責任者等という。」を次により指定する。

ア 進出拠点責任者（消防司令又は消防指令補の階級にある者） 1名

イ 担当職員 2名

### 3 野営場所

(1) 警防課長は、調整本部が緊消隊への任務指示及び活動拠点として野営場所を確保する際に協力するものとする。野営場所は別冊資料の野営可能場所のおりとし、活動拠点は埼玉県受援計画別表3に定める進出拠点を含まものとする。

(2) 警防課長は、別冊資料の野営可能場所が使用できない場合を想定し、当該可能場所に定めている場所と同程度の場所を指定する。

(3) 野営場所の責任者及び担当職員（以下「野営場所責任者等という。」を次により指定する。

ア 野営場所責任者（消防司令長又は消防司令の階級にある者） 1名

イ 担当職員 2名

### 4 応援要請

#### (1) 応援要請の判断

応援要請は、原則として警防本部長、警防本部付による応援要請等検討会議を開催し、応援の要否を判断する。

#### (2) 応援要請の決定

警防本部長は、(1)の判断による応援要請の要否を管理者及び副管理者に報告し、承認を得る。

### 5 応援要請手続

(1) 被災地の市町長（市長から委任を受けた場合は、警防本部長と読み替える。以下同じ。）

は、4(2)の応援要請の決定に基づき、速やかに埼玉県知事に要請する。ただし、知事と連絡がとれない場合は、消防庁長官に対して要請する。

(2) 被災地の市長は、前記の要請をした後は引き続き次に掲げる内容を知事へ連絡する。

ア 緊消防隊の応援を必要とする地域

イ 緊急消防援助隊の進出拠点

ウ 緊急消防援助隊の到達ルート

エ その他必要な情報

## 6 情報収集体制の強化及び連絡体制の確立

(1) 警防本部長は、応援要請を円滑に行うため各署からの情報収集体制を効果的かつ迅速に行うとともに、発災直後の被害規模の早期把握に努める。

(2) 大隊長は、発災直後、直ちに管内の被害規模の情報収集を行い、警防本部長に即報する。また、引続き消防活動情報、災害情報、被害情報等をそれぞれ区分収集し、時間経過とともに報告する。

(3) 関係機関の情報連絡窓口等は、次による。

ア 消防庁、県及び市等の関係機関の連絡窓口は、別冊資料の関係機関連絡先一覧表の定めによる。

イ 緊急消防援助隊の応援要請系統図は、埼玉県受援計画第2章に規定する系統図とし、別表3の定めとする。

## 7 部隊移動

本組合で活動中の緊消防隊に対して、他市町村又は他都県へ部隊移動の要請があった場合は、次のとおり対応する。

(1) 運用要綱第14条に基づく意見照会（消防庁長官の求め又は指示による場合）警防本部長は、4及び5に準じて判断・承認を経て、回答（運用要綱：別記様式4-2）する。

(2) 運用要綱第15条に基づく意見照会（知事の指示による場合）

警防本部長は、4及び5に準じて判断・承認を経て、回答（様式指定なし）する。

## 第2 応援出動

応援出動は、消防相互応援協定及び緊急消防援助隊運用要綱に定めるところにより消防長の指令で出動する。

## 第3 情報等の交換

応援協定締結市町間において、次に掲げる情報及び資料等を必要の都度、相互に交換する。

### 1 消防力の現況



- 2 消防水利の現況
- 3 救急指定病院等の名称、所在地及び診療科目並びに位置図
- 4 危険物施設等のうち特に危険視されるものの概要及び位置図
- 5 その他応援出動に必要となる資料